

利用規約

借受人は、レンタカーを借りるにあたり、約款及び別の料金表等に同意の上、車種クラス、借受日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、付属品の要否、その他借受条件を明示して予約の申込を行うことができます。

貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。

借受人が、借受人の都合により予約した借受開始時間を1時間以上経過してもレンタカーの借渡契約の締結に着手しなかった場合、予約が取り消されたものとします。この場合、予約取消手数料を支払うものとし、その支払いがあった時は受領済みの予約申込金を借受人に返還するものとする。

弊社の都合により、予約が取り消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかったときは、受領済みの予約申込金を返還するものとします。

事故、盗難、不返還、リコール、天災、その他の借受人若しくは当社のいずれの責任もよらない事由により貸渡契約が締結しなかったとき、予約は取り消されたものとします。この場合、当社は受領済みの予約申込金を返還するものとします。

前の事項の場合、当社は、借受人に対して、予約された車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができないときは、予約と異なる車種クラスのレンタカーの貸渡しの申し入れができるものとします。借受人がその申し入れを承諾したときは、予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸し渡すものとします。その際の利用料金は、予約されていた車種クラスより低くなる場合は、代替レンタカーの貸渡料金とするものとします。

当社は、監督官庁の基本通達に基づき、借受人又は借受人と運転者が異なる場合の運転者に免許証の提示を求めるほか、その写しを求めることがあります。

当社は貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証の他に本人確認ができる書類の提示を求め、及び提出された書類の写しを取ることができます。

当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号の告知を求めます。

当社は、借受人又は運転者がいかに該当したときに、貸渡契約に締結できないものとし、予約取消扱いとし、予約取消手数料を請求いたします。

(1)貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証の提示せず、又は当社が求めたにも関わらず、その運転免許証の写しの提出に同意しないとき。

(2)酒気を帯びていると認められるとき。

(3)麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状などを呈していると認められるとき。

(4)暴力団若しくはその他反社会勢力に属していると認められるとき。

予約をした後に料金改定があった場合、予約時に適用した料金を貸渡料金とするものとします。

借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

(1)当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。

(2)レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第8条第3項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。

(3)レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。

(4)当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引もしくは後押しに使用すること。

(5)法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。

(6)当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。

(7)レンタカーを日本国外に持ち出すこと。

(8)その他第8条第1項の借受条件に違反する行為をすること。

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は、違法駐車した地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取などの諸費用を負担するものとします。

当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、借受人又は運転手の支払いを負担したとき、当社は以下の金額を請求するものとします。

(1)放置違反金相当額

(2)当社が別に定める駐車違反違約金

(3)探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用

借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時まで所定の返還場所において当社に返還するものとします。

借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。

借受人又は運転者は、天災その他不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

・借受人又は運転者は、ガソリン等の燃料を補充の上、当社の立会いのもとにレンタカー及び備品を返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。ガソリン等の燃料が未補充の場合、借受人又は運転者は、使用中の走行距離に応じて当社所定の換算表により算出した金額を、直ちに当社に支払うものとする。借受人又は運転者は、第12条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

借受人又は運転者は、第12条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、別に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。当社は、借受人又は運転者が借受期間が満了したにも関わらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴等の法的措置をとるものとします。

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

(1)直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。

(2)前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。

(3)事故に関して、当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。

(4)事故に関して相手方と示談その他合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。

使用中において故障、事故、盗難、その他の事由によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。

借受人又は運転者は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。

当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、何らかの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

(1) 道路運送法第80条第1項に基づくレンタカー事業の許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務づけられている事項を実施するため。

(2) (2) 借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車その他当社が取り扱っている商品の紹介及びこれからに関するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、eメールの送信等の方法により案内するため。

(3) 貸渡契約の締結に際し、借受け申込者又は運転者に関し、本人確認及び貸渡契約締結の可否について審査を行うため。

(4) 当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客様満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。

(5) 個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため

当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。

